

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 407,110 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,534,911 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	228,586			20,249	27,856	180,481
社会福祉事業	27,203				3,637	23,566
障害者福祉事業	43,006				5,750	37,256
老人福祉事業	101,888			17,212	11,322	73,354
児童福祉事業	56,489			3,037	7,147	46,305
社会保険	1,734,144	295,346			192,377	1,246,421
介護保険事業	814,187	39,895			103,528	670,764
後期高齢者運営事業	616,339	129,002			65,160	422,177
国民健康保険事業	303,618	126,449			23,689	153,480
保健衛生	1,572,181	106,384	30,000	38,139	186,877	1,210,781
疾病対策予防事業	128,193	1,780		36,826	11,979	77,608
母子保健事業	16,909	885		180	2,119	13,725
医療に係る施策	1,427,079	103,719	30,000	1,133	172,779	1,119,448
合計	3,534,911	401,730	30,000	58,388	407,110	2,637,683